

活動計画書

申請者が申請書類（1号様式）提出により、次ページ以降の全体の流れで、活動を実施する。

①申請者が申請書類（1号様式）の提出

②大口通商店街が申請書類（1号様式）の受理 審査・審査結果通知書（2号様式）発行
(申請者と商店街が面談して、建築説明等を聞き、また商店街からの要望・注意点など意見交換したのち 2号様式発行)

③申請者に審査結果通知書（2号様式）を受理させる

④申請者は

*建築等行為届出書（地域まちづくり推進条例施行規則第12号様式）

*大口通商店街の審査結果通知書（写）

*地区計画の区域内における行為の届出書（都市計画法施工規則第43条の9様式11の2）

以上3点を横浜市都市整備局地域街づくり課へ提出

⑤申請者は都市整備局街づくり課より届出書写し受理

⑥申請者は建築確認申請等に進む

なお施工主と大口通商店街は、着工時前に解体協定・建築協定を結び、維持管理協定等を竣工前までに、結ぶこととする。